

平成 30 年（2018 年）12 月 3 日

指定児童発達支援事業所
指定放課後等デイサービス事業所
共生型児童発達支援事業所
共生型放課後等デイサービス事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

自己評価結果等未公表減算に関するお知らせ

日頃より札幌市障がい福祉施策の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省令「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）の一部改正により、児童発達支援及び放課後等デイサービス（以下「児童発達支援等」という。）の事業所は、提供する児童発達支援等の質について、自ら評価を行うとともに、当該児童発達支援等を利用する障がい児の保護者等による評価を受け、おおむね 1 年に 1 回以上、その結果及び改善の内容（以下「自己評価結果等」という。）を公表することが義務付けられました（※児童発達支援については平成 30 年 4 月 1 日から、放課後等デイサービスについては平成 29 年 4 月 1 日から義務付けられました）。

また、平成 30 年 4 月の報酬改定により、児童発達支援等に係る報酬について、質の評価及び改善の内容を公表していない場合の減算（以下「自己評価結果等未公表減算」という。）が新たに創設され、自己評価結果等の公表を行い、その旨を都道府県又は市町村へ届け出ていない事業所は、平成 31 年 4 月 1 日から減算が適用されることになりました。

つきましては、下記のとおり、自己評価結果等の公表及び札幌市へ届出方法についてご連絡いたしますので、各事業所におかれましては、関係法令を遵守の上、自己評価結果の公表等適切にご対応いただきますようお願いいたします。

1 自己評価結果等の公表について

(1) 概要

児童発達支援等の事業所は、提供する児童発達支援等の質について、「職員による事業所の支援の評価」及び「保護者等による事業所評価」を踏まえ、事業所全体としての自己評価を行い、その評価結果による児童発達支援等の質の評価及び改善の内容を年に1回以上、利用者や保護者等に向けて、公表する必要があります。

(2) 評価表

自己評価結果等の公表にあたっては、下記の札幌市ホームページに掲載している、厚生労働省の「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」を参考に行ってください。

また、同ホームページに、上記ガイドラインを基に作成した評価表（エクセルファイル）を掲載しましたのでご使用ください。なお、この様式は、参考様式ですので、使いやすいように加工していただいて構いません。また、既に事業所で作成している評価表があれば、そちらを使用していただいても構いません。

(3) 公表方法

インターネット等（会報への掲載や事業所内の掲示等を含む）により、可能な範囲で幅広く公表すること。（1年に1回以上）

2 自己評価結果等を公表している旨の届出について

自己評価結果等を公表している旨の札幌市への届出は、毎年4月の障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書（以下「体制届」という。）の提出の際に、併せて提出していただく予定です。詳細については、毎年3月頃にお送りする体制届の提出依頼の通知書にてご連絡いたしますので、それによりご確認ください。

（届出内容（予定））

- ・ホームページにて公表している場合は、公表しているホームページのURL
- ・ホームページ以外の方法で公表している場合は、公表している内容が分かるものの写しを提出

3 自己評価結果等未公表減算について

自己評価結果等を公表している旨を札幌市へ届出ていない場合、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障がい児全員について所定単位数の15%が減算となります（平成31年4月から適用）。

そのため、事業所におかれましては、上記1のとおり、自己評価結果等の公表を年に1回以上行い、上記2のとおり、毎年4月の体制届の提出の際に、自己評価結果等を公表している旨を忘れず札幌市へ届出るようお願いいたします。届出ていない場合は、当該4月から減算となりますのでご注意ください（※）。

※当該4月時点において指定を受けてから1年未満の事業所については、指定を受けてから1年以内に別途届け出てください。届け出ていない場合、指定を受けた後1年を経過した月から減算となりますのでご注意ください。

4 「児童発達支援等ガイドライン」、「評価表」掲載ホームページ

◎ 札幌市トップページ → 健康・福祉・子育て → 福祉・介護 → 障がい福祉 → 事業者のみなさまへ → 自己点検ツール・ガイドライン等→児童発達支援、放課後等デイサービスガイドライン

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/title2/jikotenkenturu.html>

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
事業者指定担当係 TEL:211-2938 FAX:218-5181
mail: jigyousyasitei@city.sapporo.jp